

山口県報

平成28年
10月11日
(火曜日)

目 次

○ 条 例

山口県防災会議条例の一部を改正する条例……………一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例……………一

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例……………二

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………三

一般海域の利用に関する条例の一部を改正する条例……………三

山口県警察本部組織条例の一部を改正する条例……………三

山口県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第四十六号

山口県防災会議条例の一部を改正する条例

山口県防災会議条例（昭和三十七年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十八人」を「二十一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年十一月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十一日

山口県条例第四十七号

山口県知事 村岡 嗣 政

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十八年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表教育委員会の項の前に次のように加える。

知 事 不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第四十八号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。
別表やまぐち産業戦略基金の項の次に次のように加える。

山口県産業人材確保基金

学生の県内の産業への就業を促進し、産業人材の確保を図ること。

中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第四十九号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。
第十八条第六項及び第六十五条第二項中、「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般海域の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第五十号

一般海域の利用に関する条例の一部を改正する条例

一般海域の利用に関する条例（平成十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「開発保全航路」の下に「、同法第五十五条の三の四第一項に規定する緊急確保航路」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十一日

山口県条例第五十一号

山口県警察本部組織条例の一部を改正する条例

山口県警察本部組織条例（昭和二十九年山口県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号(五)中「(五)」を「(五)」に改め、同号中(五)を(五)とし、(五)の次に次のように加える。

(五) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事

附 則

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

山口県知事 村 岡 嗣 政